

労 働

労働条件相談 ほつとライン

厚生労働省では、労働条件のことで悩みがあるても、日中は忙しくて相談できる時間がない方々にも対応できるよう、平日夜間・土日に、無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほつとライン」を開設しています。

フリーダイヤル

☎ 0120-811-610

相談時間

月・火・木・金曜日
午後5時～午後10時
土・日曜日
午前10時～午後5時
※年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

問合せ先

愛知労働局労働基準部監督課
☎ 052-972-0253

愛知の働き方改革

市では、愛知労働局の働きかけを受けて、「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」に賛同

し、「働き方改革」や「夏の生活スタイル変革」に取り組みます。詳しく述べ、愛知労働局のホームページで確認してください。（「愛知の働き方改革」で検索）

問合せ先

団地域産業グループ
☎ 52-11111（内線28）

計量器の定期検査

商店、工場、病院などで、取引・証明に使用する「はかり」は、定期検査が義務づけられています。左記の日程で検査を受けてください。

※ただし、計量士が定期検査日以前一年以内に行つた検査で、県知事に届け出た計量器は定期検査が免除されます。※廃業や事業転換、代検査などで定期検査が不要の方は連絡してください。

とき 7月15日(水)・16日(木)
午前10時～正午、午後1時～3時

ところ 中央公民館（団体研修室）

料金 1台500円～2,800円
(おもりは1個10円)

※種類によって異なります。

問合せ先

団地域産業グループ
☎ 52-11111（内線28）

福 社

第10回特別弔慰金の請求を受け付けています

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第10回特別弔慰金）の請求をすることができます。受付期間は平成30年4月2日までです。

支給対象者 平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けた方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の方

○戦没者等の死亡当時の遺族で
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
とき 7月15日(水)・16日(木)
午前10時～正午、午後1時～3時

3. 戦没者等の子

2. 戦没者等の配偶者

1. 父母

(2)孫

(3)祖父母

(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかに

より、順番が入れ替わります。
4. 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続いた方にかぎります。

支給額 額面25万円 5年償還
の記名国債

請求期限 平成30年4月2日まで

月28日(水)

毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

月28日(水)
毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

愛知県障害者委託訓練 笑がおー介護職員初任者研修養成コース



ハローワーク刈谷
☎ 21-5001

